

室蘭市子育て応援団登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が推進する子育て支援の趣旨に賛同して子育て応援に取り組む市民や市民団体、企業、商業者等が、「室蘭市子育て応援団(以下「応援団」という。)」として登録し、市長がその取り組みを認定して支援することにより、社会全体で子どもと子育てを応援する意識の醸成を図り、もって子育てしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この制度の対象となるのは、市内に在住または勤務する個人、市内に活動拠点をおく市民団体や地域団体、および市内または道内に事業所を持つ事業者等で、市内で、次の各号のいずれかの取り組みを継続して行うものとする。

- (1) 子育て支援に関する情報等の提供
- (2) 子育て支援のための事業の実施または市が実施する事業への協力
- (3) 子育て家庭の負担軽減のためのサービス
- (4) 子育て家庭の交流機会の拡大
- (5) 子育て家庭が外出しやすい環境の整備や設備の提供
- (6) 子育て家庭の安心や子どもの安全に関する活動
- (7) 従業員の子育てと仕事が両立できる職場環境の整備
- (8) 「どさんこ子育て特典制度」「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」「北海道家庭教育サポート企業等制度」「北海道すきやき隊」への登録とその活動
- (9) その他子育て支援の積極的な取り組み

2 前条において、以下に該当するものは認定の対象から除外する。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団と関係しているもの
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(申請)

第3条 応援団に登録しようとするものは、「室蘭市子育て応援団登録申請書(様式第1号)(以下、申請書という。)」に、必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の申請があり、第2条第1項のいずれかの要件を満たすと認めた場合は、当該申請者を応援団として認定し、室蘭市子育て応援団認定証(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、申請者が第2条第1項の要件を満たさず、前条の認定を行わなかった場合は、当該申請者にその旨を通知する。

(市民周知)

第5条 市長は応援団に認定されたもの(以下「認定者」という。)について、その取り組み等を様々な媒

体を活用して広く市民に周知するものとする。

(認定マーク等の使用)

第6条 認定者は、市長が別図に定める認定マークや認定マーク内のイラスト、キャッチコピー、「室蘭市認定子育て応援団」の名称等（以下「認定マーク等」という。）を、事業の取り組み時に掲示したり商品や印刷物、広告等に使用し、応援団としての取り組みであることを表示することができる。

2 前項の規定により認定マーク等を使用するときは、認定マーク等使用届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(取り組み状況の報告)

第7条 認定者は、毎年度末までに、取り組み事業について室蘭市子育て応援団事業実績報告書（様式第4号）により、市長に報告するものとする。

(内容の変更等)

第8条 認定者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、室蘭市子育て応援団登録変更届(様式第5号)により、すみやかに市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 認定者は、第2条第1項に規定する取り組みを実施できなくなった場合、または認定の要件を満たさなくなった場合は、室蘭市子育て応援団登録辞退届（様式第6号）により、すみやかに市長に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第10条 市長は、認定者から前条に掲げる届け出が提出された場合、または明らかに認定者として適当でなくなったと認めた場合は、認定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議して定めることとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

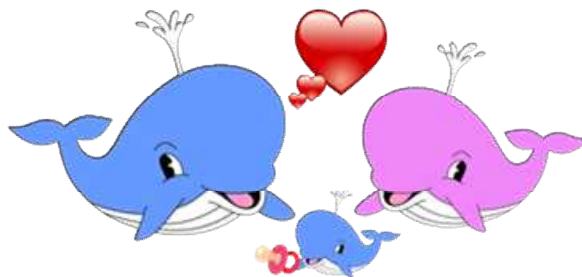
附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別図 認定マーク

子どもは、ふるさとの宝。

私たちは、
地域の子育てを
応援しています。



室蘭市認定子育て応援団